



うちなーんちゅ応援プロジェクト(沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

【営業時間短縮協力金】

「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」

① 要請期間：R3年1月12日(火)～1月21日(木)

対象地域：那覇市・浦添市・沖縄市・宜野湾市・名護市・宮古島市・石垣市

② 要請期間：R3年1月22日(金)～2月7日(日)

対象地域：県内全市町村



【申請受付要項】

【対象者】

各要請期間について、対象市町村内で営業時間の短縮に協力した
「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」を運営している事業者

※ 屋内施設を有し、飲食店営業許可を取得して屋内で飲食サービスを提供する店舗が対象(屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等は対象外)

【申請方法】以下のいずれかの方法で申請することができます。

(※申請方法により、受付開始日が異なります)

1 **郵送の場合** (受付開始：令和3年2月8日(月)から 同年3月31日(水))

〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎3-37(2階)

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局「営業時間短縮協力金」申請受付あて
※3月31日(水)の消印まで有効です。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染症防止拡大のため、直接持参には対応しておりませんのでご遠慮ください。

2 **オンライン申請の場合** (受付開始：令和3年2月10日(水)から 同年3月31日(水))

以下のサイトから申請することができます。

(URL) <https://logoform.jp/form/BSEt/U-004>

※2月10日(水)13時から電子申請の受付を開始する予定です。

(3月31日(水)23時59分までに送信を完了して下さい。)

※6店舗以上の対象店舗を運営する事業者については、**郵送による申請のみ**の受付となります。



【問合せ先】

沖縄県感染症対策協力金コールセンター 電話：098-856-4427

対応時間：9:00～17:00(土日祝日除く)、令和3年4月9日(金)まで

(※受付開始日直後および締切日直前の数日は、お問合せが集中し、電話がつながりにくくなる場合があります。)

【備考】

裏面記載の各団体の会員・組合員等については、時短要請に応じて要件を満たす事業者であれば、申請書類の一部が添付免除される「確認書」を発行してもらうことが可能です。

確認書発行団体等

- 1) 商工会議所（県内各地域）
- 2) 商工会（県内各地域）
- 3) 沖縄県中小企業家同友会
- 4) 沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
- 5) 沖縄県飲食業生活衛生同業組合
- 6) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会、那覇市中心商店街連合会
- 7) のうれんプラザ管理組合
- 8) 栄町市場商店街振興組合
- 9) コザ商店街連合会

（留意事項）

上記団体の会員・組合員等であっても、県内各地で対象店舗を複数運営している事業者については、団体の所管地域外にある等の事情により時短の事実や支給要件を満たしていることを確認・把握できないため確認書を発行できない場合があること、また、時短に応じていない等の情報提供がある店舗については、所属団体が確認書の発行をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

1 営業時間短縮協力金（「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」）の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染症患者の増加が止まらず県内の病床が逼迫していること等の状況を踏まえ、主な推定感染源とされている飲食関係の感染を抑制するため、社会経済活動への影響を最小限に抑えつつ、より効果の高い感染防止対策を実施することとして、沖縄県は、令和3年1月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法という。）に基づき、那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市/宮古島市/石垣市の「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」に対し、営業時間の短縮要請（以後、時短要請）を発出しました。要請期間は、令和3年1月12日から令和3年1月21日までとなっております。今般、時短要請した全期間について営業時間短縮に応じていただいた事業者を対象に協力金を支給いたします。

また、県内全域で感染拡大に歯止めがかからず、多方面に広がっている近時の感染状況の推移も踏まえ、感染拡大を封じ込めてこの危機を乗り越えるため、令和3年1月19日に沖縄県緊急事態宣言を発出し、県内全市町村の「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」を時短要請の対象としました。県内全市町村への時短要請期間は、令和3年1月22日から令和3年2月7日までとし、今般、時短要請をした全期間について時短営業に応じていただいた対象店舗の運営事業者に対して協力金を支給いたします。

■支給額及び受付期間

今回の時短要請に対する協力金の支給額は、以下の①～③の3パターンのいずれかとなります。

（③は、当初要請地域（7市）にある対象店舗の事業者が延長に応じた場合（①及び②）の合算）

- ① 要請期間：令和3年1月12日から令和3年1月21日
対象地域：那覇市・浦添市・沖縄市・宜野湾市・名護市・宮古島市・石垣市
支給額：1事業者あたり 一律40万円
- ② 要請期間：令和3年1月22日から令和3年2月7日
対象地域：県内全市町村
支給額：1店舗あたり 68万円（*複数店舗運営事業者は全店舗まとめて1申請とすること）
- ③ 要請期間：令和3年1月12日から令和3年2月7日（①と②の通算）
対象地域：那覇市・浦添市・沖縄市・宜野湾市・名護市・宮古島市・石垣市
支給額：①と②の合算額を支給
（*複数店舗運営事業者は、①と、②の全店舗分をまとめて1申請とすること）

申請の受付期間は、①～③いずれについても、
令和3年2月8日（月）から同年3月31日（水）まで

2 対象事業者の要件

本協力金の支給対象は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 企業及び個人事業主で、沖縄県による営業時間短縮の要請を公表した時点（令和3年1月8日、または同年1月19日）で、要請対象地域において「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」（1月8日要請分は夜10時（1月19日要請分は夜8時）を超えて通常営業を行う飲食店等）を営業継続している事業者であって、営業時間短縮の要請を受けて、以下の①または②、もしくはその両方の要請期間の全期間の営業時間短縮に応じていただいた事業者。

① 令和3年1月8日に公表した営業時間短縮の要請

要請期間： 令和3年1月12日（火）から令和3年1月21日（木）

対象地域： 那覇市・浦添市・沖縄市・宜野湾市・名護市・宮古島市・石垣市

要請内容： 朝5時～夜10時までの範囲内での営業時間短縮

事業者の規模： 中小企業及び個人事業主

② 令和3年1月19日に公表した営業時間短縮の要請

要請期間： 令和3年1月22日（金）から令和3年2月7日（日）

対象地域： 県内全市町村

要請内容： 朝5時～夜8時までの範囲内での営業時間短縮

（*酒類の提供は、朝11時から夜7時までの範囲内）

事業者の規模： 企業（大企業を含む）及び個人事業主

※ 要請対象地域において、複数の「飲食店」または「接待を伴う遊興施設等」を運営する事業者については、時短要請の発表日に要請対象地域となった全ての対象店舗について、要請期間の全期間の営業時間の短縮（または要請期間内の休業）をしていることが必要です。

- 2 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと、また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

- 3 今回の協力金の支給対象外となる事業者

以下に該当する事業者は基本的に協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- ① 食品衛生法上、適法な飲食店営業許可を取得していない事業者

- ② 屋内での飲食を伴わない「屋台、弁当屋、デリバリーやテイクアウト等」の事業者
- ③ 1月8日発表の時短要請分については、通常の営業終了時間が、もともと夜10時以前(及び営業開始が朝5時以降)の事業者
- ④ 1月19日発表の時短要請分については、通常の営業終了時間が、もともと夜8時以前(及び営業開始が朝5時以降)の事業者
- ⑤ 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- ⑥ デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- ⑦ その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

3 申請手続き等

- 1 本協力金の申請に必要な書類等の入手・提出方法（オンライン又は郵送での提出）
(※申請方法により、受付の開始日が異なります)

(1) 郵送での提出の場合 (受付期間：令和3年2月8日(月)から 3月31日の消印まで有効)

郵送先 〒901-0225 沖縄県豊見城市豊崎 3-37 (2階)
 うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局「営業時間短縮協力金」申請受付あて

① 申請書類等の入手方法：以下の2通りとなります。

a 沖縄県ホームページ：以下のURLから申請書・要項等をダウンロードして下さい。

(URL) https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/covid19/jitan_2021_1_8.html

b 以下の場所に備え置き

・沖縄県庁 (那覇市泉崎1-2-2、1階県民ホール) *2/8(月)から配布

・各市町村 (2/9(火)以降から順次配布開始される見込み)

(※配布場所の詳細は、必要に応じて各市町村へお問合せください)

(2) オンライン提出の場合 (受付期間：令和3年2月10日(水)から 同年3月31日まで)

以下のサイトから提出することができます。

(申請に係るその他の添付書類もファイルを添付して提出できます。)

(URL) <https://logoform.jp/form/BSEt/U-004>



※2月10日(水) 13時から電子申請の受付を開始する予定です。

※3月31日(水) 23時59分までに送信を完了して下さい。

※電子申請システムの運用上の都合により、6店舗以上の対象店舗を運営する事業者については、郵送による申請のみの受付となります。

2 申請書類

以下の(1)から(7)までの資料をすべて提出して下さい。なお、要請対象となる店舗を複数運営している事業者は、すべての対象店舗について、(2)(5)(6)(7)の資料を1店舗ごとに作成して提出して下さい。

必要に応じて追加資料の提出（例：営業実態（時短要請発表時以前から営業継続していること）を確認するための確定申告書の写しなど）及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

なお、以下の資料のうち、関係団体（P1【備考】参照）の確認書（日付・押印あり）を有する事業者は、確認書の提出により、以下の（2）に貼り付ける内観及び外観の写真、及び（5）（6）の資料に代えること（省略）が可能です。（注意）（2）の様式2自体は、確認書があっても省略できません。

（1）営業時間短縮協力金（「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」）申請書兼口座振替依頼書（様式1）

（2）営業時短協力金 運営店舗申請書（様式2） *店舗の内観及び外観の写真貼り付けが必要です。

（3）口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（様式3）※

※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所

※口座の名義人と、申請者（代表者）が異なる場合は、原則として支給できませんのでご注意ください。

（4）本人確認書類（写し）：以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ（様式4）

①（法人）法人代表者の運転免許証・保険証等の書類

②（個人）運転免許証、保険証等の書類

※ 上記書類は申請者（代表者）の自宅住所が確認でき、かつ申請書記載の自宅住所と一致していること。

※ 上記書類で申請書記載の自宅住所が確認できない場合は、確認できる住民票等を併せて添付すること。

（5）食品衛生法第52条第1項に基づく、飲食店営業許可証の写し

※ 原則として、申請者（代表者）と営業許可を受けた名義人が同一である許可証の添付が必要です。なお、申請者（代表者）と許可の名義人が異なる場合（例：許可名義人が夫婦などの家族の場合や、従業員、業務委託関係にある場合など）は、その関係が確認できる書類（例：家族関係を確認できる住民票、雇用関係を確認できる書類、業務委託契約書の写しなど）の添付が必要です。

（6）時短要請の全期間について、営業時間を短縮したことが分かる書類（時短する期間・営業時間を明示しているもの）

（以下の①～③のいずれか1つ）

① 営業時間短縮を告知するホームページの写し

② 営業時間短縮を告知する店頭ポスター等の写真

③ 営業時間短縮を告知するチラシ、DM等

※営業時間短縮要請の対象店舗の名称等が分かるよう工夫してください。

※対象店舗と対象外店舗が混在している場合には、対象店舗が営業時間短縮していることが分かる書類が必要

（7）感染症拡大防止に具体的対策に取り組む事業者であることを示す、以下の①～③のいずれかの書類を添付

① 「RICCA」（QRコード付シーサーステッカー）の写しまたは掲示状況を撮影した写真

※施設等の名称とQRコード番号（例：0123-4567M）が確認できること

※RICCAは、県ホームページ「コロナ特設サイト」から5分程度で登録し、その場でQRコード付シーサーステッカーを印刷することが可能です。インターネット使用が難しい場合には、紙による登録申請も可能ですので、下記③の申請書を提出してください。

② シーサーステッカー（QRコードなし）の写しまたは掲示状況を撮影した写真

※施設等の名称が確認できること

※現在、QRコードなしのシーサーステッカーは発行していません。紛失や破損、あるいは整理番号が不明等の場合は、あらためて①または③によりRICCAによるQRコード付ステッカーの発行をお願いします。

③ 「RICCA」事業者登録兼QRコード付シーサーステッカー発行申請書

※①か②のいずれかを提出可能な場合は、本申請書は提出不要です。

※①のインターネットでのRICCA登録が難しい場合、こちらの申請書を提出ください。

※本要項に、RICCA発行申請書の様式を添付しておりますので適宜ご利用ください。提出の際は、協力金申請書に同封して郵送することとし、その際、コピーを手元に残しておくようお願いいたします。

※登録完了後は、申請書記載のメールアドレスへ連絡するとともに、県HPへ掲載するものとします。

※別途、RICCA事務局よりステッカーを送付します。ステッカーが手元に届くまでの間は、RICCA発行申請書に添付されている「沖縄県版感染防止対策チェックリスト」を店頭等へ掲示をお願いします。

※ 前回の時短要請（12/17～1/11の時短要請）に係る協力金申請の際に、RICCA発行申請書を提出したものの、まだ RICCAステッカーが届いていない店舗については、「運営店舗申告書(様式2)」のRICCA登録の項目の「申請中」欄にチェック してください（この場合、RICCAの確認書類の添付は不要です）。

(説明) 「RICCA」 (リッカ) について

沖縄県では、飲食店等をはじめ、感染防止対策に積極的に取り組む事業者に対してステッカーを発行して店舗等の目立つところに掲示いただくことにより、一般の皆様が安心して利用できる店舗・事業所であることを広く一般にお知らせするため、本年8月5日から「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー（シーサーステッカー）」の取組を開始し、10月16日からはクーポン発行機能等も付加したQRコード付シーサーステッカー（RICCA）を発行しています。

下記の県ホームページ（コロナ特設サイト）から、QRコード付シーサーステッカー(PDFデータ)を簡単に発行できますので、こちらから申請・発行(プリントアウト)のうえ店舗等に掲示いただくとともに、本協力金の申請添付書類として、同ステッカーの写しを提出いただくようお願いいたします。

各事業者におかれては上記主旨についてご理解いただき、本協力金の申請と併せて、感染防止の取組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

(URL) 「RICCA」について(県ホームページのコロナ特設サイト内)



https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/oki_corona_line_oshirase.html

3 協力金申請書(様式1)の記入上の注意点

(1) 「法人番号」欄について (申請事業者が法人の場合のみ。個人事業主は記入不要。)

今回の協力金申請書においては、申請事業者が法人の場合は「法人番号」の記入が必要となります。「法人番号」とは、各法人事業者に対して国税庁が指定し割り振っている13桁の番号です。

自身の法人番号が判らない場合は、以下の国税庁サイトで、法人の商号又は名称等を入力して検索することにより、法人番号を確認することができます。

◆国税庁「法人番号公表サイト」



<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

* 上記サイトの内容・操作方法等についてのお問合せは、以下の専用相談窓口へお願いします。

フリーダイヤル 0120-053-161 (平日8:45~18:00) 「国税庁 法人番号管理室」

※ お使いの電話がIP電話の場合など、上記番号に繋がらない場合がありますので、その場合は03-5800-1081(通話有料)へお電話ください。

※ 沖縄県の時短協力金コールセンターでは、法人番号の内容に関すること・上記公表サイトの操作方法等については説明できませんのでお間違えのないようお電話ください。

(2) 「飲食店営業許可の番号」欄について

今回の協力金申請書においては、時短要請に応じていただいた対象店舗の食品衛生法上の飲食店営業許可の許可番号の記入が必要となります。

「運営店舗申告書」(様式2)の「飲食店営業許可の番号」欄に、今回時短要請に応じていただいた店舗の飲食店営業許可証に記載されている許可番号をご記入ください。

4 電子申請を行う場合の留意点等について

(1) お持ちのスマートフォンやPC等から電子申請を行う場合、利用されている機種・設定等によっては、電子申請が完了できないことがあります。このようなケースを含め、協力金コールセンターでは電子申請の操作方法などの技術的アドバイスを十分に行えない場合がありますので、電子申請がうまくいかない場合は、郵送により申請書一式を提出いただくなど、適宜のご対応についてご協力をお願いします。

(※また、スマートフォンやPC自体の基本操作等の問合せについては、協力金コールセンターではお受けできませんので、スマートフォン・PC等の操作に不慣れな方は、郵送による申請をお勧めいたします。)

5 支給の決定

- (1) 本協力金の支給要件に合致することを申請書等により確認（必要に応じて電話連絡又はメール連絡等により申請内容の確認を行います）のうえ、同協力金を支給します。なお、支給の決定は指定口座への入金をもってお知らせすることとします。
- (2) 申告書類に不備がなく、追加書類の提出や内容確認の必要がない場合は、申請書の受理日から約4週間前後での指定口座への入金を目指しておりますが、申請受付開始当初は、申請が殺到し受付登録等に時間を要することや、不備申請や重複申請等が多数ある場合の確認・連絡調整などにより事務処理全体に遅れが生じ、支給までに更に日数を要する場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給通知を送付する予定です。

4 その他

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者には、本協力金を返還していただきます。
- 2 本協力金の適正な給付を行うため、協力金支給前又は支給後に、沖縄県は必要な検査の実施、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 今回の時短要請にご協力いただき、本協力金を受給した事業者は、県ホームページにおいて店舗名を公表させていただく予定としておりますので、予めご了承ください。
- 4 今回県が実施する時短協力金に関連して、市町村が上乘せ給付等を行う場合や、国等の行政機関が支援金等の支給要件の該当性を確認する場合等に、関係行政機関等からの求めに応じて、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を提供する場合がありますので予めご了承ください。
- 5 支給された協力金は課税対象となります。詳しくは最寄りの国税事務所にお問い合わせ頂くか、国税庁のホームページをご参照ください。

5 （要注意！）虚偽申請及び不正受給への対応

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、実際には、時短要請で求めている営業時間の範囲を超えて客を滞在させ、営業を行っているにもかかわらず時短要請に応じたように見せかけたり、以前から廃業・休業しているにもかかわらず営業実態があるよ

うに見せかける、対象となる飲食店等を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

**※ 協力金の支給を装った
詐欺にご注意ください！！**

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金 「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」 申請書兼口座振替依頼書

令和3年 月 日

沖縄県知事殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金を受給したいので、下記のとおり申請します。本協力金は下記口座へ振り込んで下さい。

本協力金の申請にあたり、次の全ての事項について間違いのない事を誓います。

- (1) うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策) 営業時間短縮協力金「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」申請受付要項に基づき、運営する店舗ごとに別添の資料(様式2)を添えて申請します。
(2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していません。
(3) 国や市町村等が上乗せ給付や支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を国や市町村等の求めに応じて提供することに同意します。

本申請の内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。

申請金額欄: 【B期間】時短要請発表日(令和3年1月8日)時点で、対象地域(那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市/宮古島市/石垣市)において飲食店又は接待を伴う遊興施設等の深夜営業を行っている事業者... 【C期間】時短要請発表日(令和3年1月19日)時点で、沖縄県内において飲食店又は接待を伴う遊興施設等の営業(夜8時～朝5時の時間帯を含む営業)を継続営業している事業者が運営する沖縄県内の全ての飲食店等について、営業時間の短縮(朝5時～夜8時までの範囲内、酒類の提供は朝11時～夜7時まで)を対象期間(令和3年1月22日～2月7日)において実施しました。

※ 那覇市等5市(那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市)を対象とした【A期間】時短要請(令和2年12月17日～令和3年1月11日)の間の時短要請に伴う協力金申請は、別途申請頂く必要がありますので、ご注意ください。

申請事業者の情報等: フリガナ、名称、法人番号、住所、代表者(代表者職名、自宅住所、フリガナ、氏名、生年月日)、担当者(フリガナ、担当者名、メール、電話番号)。

口座情報: 金融機関(フリガナ、名称、支店コード、銀行、支店)、口座番号(支店コード、普通/当座、口座番号)、口座名義(フリガナ、名称)。

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

上記の内容に、相違ないことを認めます。 沖縄県商工労働部 中小企業支援課長 印

Table with 3 columns: 受託業者, 沖縄県, 受託業者. Rows: 書類確認, 要件審査, 支払審査.

Table with 2 rows: 受付, 支出.

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金 運営店舗申告書

沖縄県知事殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金を受給したいので、運営店舗について下記のとおり申告します。

申請事業者の 情報等	申請者 ※様式1と同一	フリガナ					営業許可書許可番号(那覇市8桁、その他11桁)				
		名称					第	号			
	対象店舗 ※営業許可書と同一	店舗名称 ※営業許可書を転記					RICCA登録	<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未登録			
		営業の種類 ※営業許可書を転記					通常営業	:	~	:	※ 0:00~23:59で記入 ※ 24:00~0:00
		〒		-		時短営業【B期間】	:	~	:	<input type="checkbox"/> 休業	
		店舗住所 ※営業許可書を転記					時短営業【C期間】	:	~	:	<input type="checkbox"/> 休業
		営業許可書の氏名 ※営業許可書を転記					申請者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 第3者			
業種	分類(1つ選択)				業種(1つ選択)						
	<input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 接待を伴う遊興施設等				<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 寿司 <input type="checkbox"/> そば屋 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> レストラン <input type="checkbox"/> カフェ <input type="checkbox"/> パー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ライブハウス <input type="checkbox"/> その他						

※ 那覇市等5市(那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市)を対象とした【A期間】時短要請(令和2年12月17日~令和3年1月11日)の間の時短要請に伴う協力金申請は、別途申請頂く必要がありますので、ご注意ください。

店舗内観の写真

※対象店舗が「飲食店または接待を伴う遊興施設等である事」がわかる店舗内観の写真を貼り付けてください

- ・店舗内全体が見渡せる距離から、飲食用のテーブル、椅子、ソファ、カウンターなどが映り込んでいる写真を貼り付けてください
- ・はがれないようにノリ等でしっかりと貼り付けてください(剥がれて確認ができない場合、再度提出頂く場合がございます)
- ・枠からはみ出たり、折り曲げた状態で貼り付けしないでください(枠からはみ出たり折り曲げている場合、審査に時間を要します)
- ・枠内に入りきらない場合は、別の白紙に店舗名を記載の上へ貼り付けてください

店舗外観の写真

※対象店舗の「名称」がわかる店舗外観の写真を貼り付けてください。

- ・店舗全体が認識できるよう看板が映り込んでいる写真を貼り付けてください(看板だけのアップ写真や入口ドアだけの写真は避けてください)
- ・はがれないようにノリ等でしっかりと貼り付けてください(剥がれて確認ができない場合、再度提出頂く場合がございます)
- ・枠からはみ出たり、折り曲げた状態で貼り付けしないでください(枠からはみ出たり折り曲げている場合、審査に時間を要します)
- ・枠内に入りきらない場合は、別の白紙に店舗名を記載の上へ貼り付けてください

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

店舗	—	受付	
----	---	----	--

(様式1) 営業時間短縮要請 (要請期間：令和3年1月12日～2月7日)

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金 「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」 申請書兼口座振替依頼書

令和3年 2 月 7 日

沖縄県知事殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大
本協力金は下記口座へ振り込んで下さ

記入例
(個人事業主の場合)

申請します。

記入日を記載する

本協力金の申請にあたり、次の全ての事項について間違いのない事を誓います。

- (1) うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策) 営業時間短縮協力金「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」申請受付要項に基づき、運営する店舗ごとに別添の資料(様式2)を添えて申請します。
(2) 代表者、役員又は使用者その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していません。
(3) 国や市町村等が上乗せ給付や支援金等の支給要件の該当性を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を国や市町村等の求めに応じて提供することに同意します。

本申請の内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。

Table with application details including B-period and C-period checkboxes, application amount calculation (176万円), and a note about the application period (令和3年1月12日～2月7日).

※ 那覇市等5市(那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市)を対象とした【A期間】時短要請(令和2年12月17日～令和3年1月11日)の間の時短要請に伴う協力金申請は、別途申請頂く必要がありますので、ご注意ください。

Table for applicant information including name (オキナワ ハナコ), address (那覇市 泉崎 1丁目), phone number (098-866-xxxx), and representative details.

Table for bank account information including bank name (那覇), branch code (左づめ), and account name (オキナワ ハナコ).

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

上記の内容に、相違ないことを認めます。 沖縄県商工労働部 中小企業支援課長 印

Table for payment processing flow: 受託業者 (委託業者) -> 沖縄県 (Okinawa Prefecture) -> 受託業者 (委託業者).

Table for payment status: 受付 (Received) and 支出 (Paid).

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金 運営店舗申告書

※ 様式2は、店舗ごとに作成してください！

店舗について下記のとおり申告します。

申請事業者の 情報等	申請者 ※様式1と同一	フリガナ オキナワ ハナコ	名称 沖縄 花子				営業許可書 許可番号 (那覇市 8 桁、その他 11 桁) 第 022 × × × × × 号								
	対象店舗 ※営業許可書と 同一	店舗名称 ※営業許可書を転記	琉球食堂				RICCA登録	<input checked="" type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未登録							
		営業の種類 ※営業許可書を転記	飲食店営業(食堂)				通常 営業	11:00	~	23:00	※ 0:00~23:59で記入 ※ 24:00~0:00				
		〒	9	0	0	-	x	x	x	x	時短営業 [B期間]	11:00	~	22:00	<input type="checkbox"/> 休業
		店舗住所 ※営業許可書を転記	那覇市 泉崎 1丁目×-×				時短営業 [C期間]	11:00	~	20:00	<input type="checkbox"/> 休業				
		営業許可書の氏名 ※営業許可書を転記	沖縄 花子				申請者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 第3者							
	業種	分類 (1つ選択)				業種 (1つ選択)									
<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 接待を伴う遊興施設等				<input checked="" type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 寿司 <input type="checkbox"/> そば屋 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> レストラン <input type="checkbox"/> カフェ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ライブハウス <input type="checkbox"/> その他											

※ 那覇市等5市 (那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市) を対象とした【A期間】時短要請 (令和2年12月17日~令和3年1月11日) の間の時短要請に伴う協力金申請は、別途申請頂く必要がありますので、ご注意ください。

店舗内観の
写真

※対象店舗が「飲食店または接待を伴う遊興施設等である事」がわかる店舗内観の写真を貼り付けてください

- ・店舗内全体が見渡せる距離から、飲食用のテーブル、椅子、ソファ、カウンターなどが映り込んでいる写真を貼り付けてください
- ・はがれないようにノリ等でしっかりと貼り付けてください (剥がれて確認ができない場合、再度提出頂く場合がございます)
- ・枠からはみ出たり、折り曲げた状態で貼り付けしないでください (枠からはみ出たり折り曲げている場合、審査に時間を要します)
- ・枠内に入りきらない場合は、別の白紙に店舗名を記載の上へ貼り付けてください

店舗外観の
写真

※対象店舗の「名称」がわかる店舗外観の写真を貼り付けてください。

- ・店舗全体が認識できるよう看板が映り込んでいる写真を貼り付けてください (看板だけのアップ写真や入口ドアだけの写真は避けてください)
- ・はがれないようにノリ等でしっかりと貼り付けてください (剥がれて確認ができない場合、再度提出頂く場合がございます)
- ・枠からはみ出たり、折り曲げた状態で貼り付けしないでください (枠からはみ出たり折り曲げている場合、審査に時間を要します)
- ・枠内に入りきらない場合は、別の白紙に店舗名を記載の上へ貼り付けてください

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

店舗	—
----	---

受付	
----	--

(様式1) 営業時間短縮要請 (要請期間: 令和3年1月12日~2月7日)

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金 「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」 申請書兼口座振替依頼書

令和3年 2 月 7 日

沖縄県知事殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業本協力金は下記口座へ振り込んで下さい。

記入例 (法人の場合)

より申請します。

記入日を記載する

本協力金の申請にあたり、次の全ての事項について間違いない事を誓います。

- (1) うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策) 営業時間短縮協力金「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」申請受付要項に基づき、運営する店舗ごとに別添の資料(様式2)を添えて申請します。
(2) 代表者、役員又は使用者その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していません。
(3) 国や市町村等が上乗せ給付や支援金等の支給要件の該当性を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を国や市町村等の求めに応じて提供することに同意します。

本申請の内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。

Table with application details including B and C periods, application amount (176万円), and calculation example: 40万円 + (68万円 x 2店舗) = 176万円.

※ 那覇市等5市(那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市)を対象とした【A期間】時短要請(令和2年12月17日~令和3年1月11日)の間の時短要請に伴う協力金申請は、別途申請頂く必要がありますので、ご注意ください。

Table for applicant information including company name (株式会社 琉球), representative (代表取締役社長 沖縄 太郎), and contact details.

Table for bank account information including bank name (那覇), branch code, and account name (株式会社 琉球).

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

上記の内容に、相違ないことを認めます。 沖縄県商工労働部 中小企業支援課長 印

Table for payment processing flow: 受託業者 (申請者) -> 沖縄県 (審査) -> 受託業者 (支払).

Table for payment status: 受付, 支出.

沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止 営業時間短縮協力金 運営店舗申告書

※ 様式2は、店舗ごとに作成してください！

店舗について下記のとおり申告します。

申請事業者の 情報等	申請者 ※様式1と同一	フリガナ カブシキガイシャ リュウキュウ	名称 株式会社 琉球				営業許可書 許可番号 (那覇市 8 桁、その他 11 桁) 第 022 × × × × × 号								
	対象店舗 ※営業許可書と 同一	店舗名称 ※営業許可書を転記	琉球食堂				RICCA登録	<input checked="" type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未登録							
		営業の種類 ※営業許可書を転記	飲食店営業(食堂)				通常営業	11:00	～	23:00	※ 0:00～23:59で記入 ※ 24:00～0:00				
		〒	9	0	0	-	x	x	x	x	時短営業 [B期間]	11:00	～	22:00	<input type="checkbox"/> 休業
		店舗住所 ※営業許可書を転記	那覇市 泉崎 1丁目×-×				時短営業 [C期間]	11:00	～	20:00	<input type="checkbox"/> 休業				
		営業許可書の氏名 ※営業許可書を転記	沖縄 太郎				申請者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 第3者							
	業種	分類 (1つ選択)				業種 (1つ選択)									
	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 接待を伴う遊興施設等				<input checked="" type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> 寿司 <input type="checkbox"/> そば屋 <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> レストラン <input type="checkbox"/> カフェ <input type="checkbox"/> バー <input type="checkbox"/> スナック <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> ライブハウス <input type="checkbox"/> その他										

※ 那覇市等5市 (那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市) を対象とした【A期間】 時短要請 (令和2年12月17日～令和3年1月11日) の間の時短要請に伴う協力金申請は、別途申請頂く必要がありますので、ご注意ください。

店舗内観の写真

※対象店舗の「名称」がわかる店舗外観の写真を貼り付けてください。

- ・店舗全体が認識できるよう看板が映り込んでいる写真を貼り付けてください
(看板だけのアップ写真や入口ドアだけの写真は避けてください)
- ・はがれないようにノリ等でしっかりと貼り付けてください (剥がれて確認ができない場合、再度提出頂く場合がございます)
- ・枠からはみ出たり、折り曲げた状態で貼り付けしないでください (枠からはみ出たり折り曲げている場合、審査に時間を要します)
- ・枠内に入りきらない場合は、別の白紙に店舗名を記載の上へ貼り付けてください

店舗外観の写真

※対象店舗の「名称」がわかる店舗外観の写真を貼り付けてください。

- ・店舗全体が認識できるよう看板が映り込んでいる写真を貼り付けてください
(看板だけのアップ写真や入口ドアだけの写真は避けてください)
- ・はがれないようにノリ等でしっかりと貼り付けてください (剥がれて確認ができない場合、再度提出頂く場合がございます)
- ・枠からはみ出たり、折り曲げた状態で貼り付けしないでください (枠からはみ出たり折り曲げている場合、審査に時間を要します)

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

店舗	—
----	---

受付	
----	--

(様式3)

振込指定口座通帳 (写し)

通帳表面 (漢字の口座名義が確認できる箇所)

貼り付け位置
(のり付け)

※機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

通帳1 ページ目もしくは2 ページ目 (口座番号及びカナの口座名義が確認できる箇所)

貼り付け位置
(のり付け)

※機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

※必ず『両方』を貼り付けて提出してください。

(様式4)

本人確認書類 (写し)

(運転免許証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード、保険証等)

貼り付け位置
(のり付け)

※機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

(裏面に住所 (変更した住所含む) の記載がある場合は裏面も貼り付けてください。)

貼り付け位置
(のり付け)

※機械で読み取るため、特に端がはがれないよう貼り付けてください。

※マイナンバーカード裏面は絶対に貼り付けしないでください。

RICCA (リッカ) 事業者登録 兼 シーサステッカー (QRコード付) 発行申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事殿

新型コロナウイルス感染症対策RICCAへの事業者登録を申請したいので、下記のとおり申請します。

本申請にあたり、次の全ての事項について誓います。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に向けた業界ガイドラインまたは沖縄県版感染防止対策チェックリストを遵守します。
- (2) シーサステッカー (QRコード付) の利用にあたり、沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー利用規約を遵守します。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していません。

本申請の内容に虚偽が判明した場合は、事業者登録解除等に応じます。

申請事業者の 情報等	申請者 法人名又は 個人事業主名	フリガナ			
		名称			
		〒	●●●●	-	●●●●
		住所			
	電話番号	- -			
	代表者	職名			
		フリガナ			
		氏名			
	登録施設 [公表]	施設名			
		〒	●●●●	-	●●●●
		住所			
		電話番号	- -		
		HP			
		業種 ※主なもの1つに チェック	<input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> リゾートホテル <input type="checkbox"/> ビジネスホテル <input type="checkbox"/> ゲストハウス <input type="checkbox"/> 民宿 <input type="checkbox"/> その他 (宿泊業) <input type="checkbox"/> 飲食店 (食堂・レストラン・専門料理店・喫茶店等) <input type="checkbox"/> 飲酒を伴う飲食店 <input type="checkbox"/> 飲酒を伴わない飲食店 <input type="checkbox"/> その他 (飲食店) <input type="checkbox"/> 社交飲食業 (キャバレー、ナイトクラブ、スナック等) <input type="checkbox"/> 社交飲食業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス (クリーニング・理容・美容等) <input type="checkbox"/> 生活関連サービス <input type="checkbox"/> 娯楽業 (映画館・遊戯場・スポーツ施設提供業等) <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> パチンコ <input type="checkbox"/> その他 (娯楽業)		
	店舗責任者	フリガナ			
責任者名				電話番号	※携帯電話等、日中連絡可能な電話番号 - -
メール		@			

(注意事項)

- ①本申請書は、原本を提出し、コピーは手元に残すようにお願いいたします。
- ②RICCA登録後の情報を確認したい場合、登録完了後に店舗責任者のメールアドレスにファイル等を送信いたしますので、メールアドレスは可能な限り記載をお願いいたします。メールアドレスがない場合は、申請書のコピーをお手元に保管していただけますようお願いいたします。

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

受付事務局			沖縄県	受付事務局
受付	書類確認	要件審査	登録審査	登録確認

受付
登録

RICCA 事業者登録 兼シーサーステッカー(QR コード付)発行申請を行うにあたっては、下記事項(または業界ガイドライン)を遵守してください。

沖縄県版感染防止対策チェックリスト

1. 営業者、従業員の対応

- 管理者、従業員共に出勤前就業前に体温を測定し、体調不良の場合は勤務制限を実施します。
- 万が一、感染が判明、または濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に協力し感染拡大防止に努めます。
- 就業中、マスクの着用など咳エチケット、手指消毒を徹底します。
- 接触確認アプリ(cococa)や県 LINE 公式アカウントを導入推奨します。

2. 「三つの密」を避ける施設の対応

- 入口のドアや窓を開け、常時換気扇を回すなど、密閉を避けます。
- 密集状態を避けるよう、予約による来店や混雑時間を避けた来店を推奨する啓発や立ち位置の表示を行います。
- 店内が混雑しないよう、必要に応じ入店制限を実施します。
- 密接を避けるため、客席等は、対面にならないよう配置を工夫し隣同士の間隔も可能な限り広くします。会計レジ・カウンターなどで対面となる場合、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽します。

3. 施設の感染防止対策

- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置します。
- 複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブ、タブレット、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行います。
- ゴミは袋に密封し、取り扱った後は手指消毒を行います。

4. 利用者同士の対応(飲食店など利用者間で接触の可能性がある場合)

- 利用者がマスクを着用し咳エチケットを励行するよう啓発します。(食事中など、着用に支障がある場合は除きます。)
- 利用者が密集しないような席に案内します。自ら席を選ぶ場合は、掲示などで利用者に啓発します。予約制の場合は予約人数により混雑度を管理します。
- 発熱や風邪、味覚障害などの症状がある方の入店制限を行う旨を掲示し、必要に応じ体温を計測するよう協力を求めます。
- 他人と共有する物品は可能な限り少なくし、共用する場合は、使用者が替わるたびに洗浄や清拭・消毒を行います。

上記の実施内容のとおり感染症防止対策を実施します。

RICCA (リッカ) 事業者登録 兼 シーサーステッカー (QRコード付) 発行申請書

令和 3 年 2 月 ** 日

沖縄県知事殿

新型コロナウイルス感染症対策RICCAへの事業者登録を申請したいので、下記のとおり申請します。

本申請にあたり、次の全ての事項について誓います。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に向けた業界ガイドラインまたは沖縄県版感染防止対策チェックリストを遵守します。
- (2) シーサーステッカー (QRコード付) の利用にあたり、沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー利用規約を遵守します。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していません。

本申請の内容に虚偽が判明した場合は、事業者登録解除等に応じます。

申請者 法人名又は 個人事業主名	フリガナ	オキナワ タロウカブシキカイシャ							
	名称	沖縄 太郎株式会社							
	〒	9	0	0	-	8	5	7	0
	住所	沖縄県那覇市泉光1-2-2							
	電話番号	098-866-24##							
代表者	職名	代表取締役社長							
	フリガナ	オキナワ タロウ							
	氏名	沖縄 太郎							
申請 事業 者 の 情 報 等	施設名	沖縄そばの店太郎							
	〒	9	0	0	-	8	5	7	0
	住所	沖縄県那覇市泉光1-2-22 ケンチョービル101							
	電話番号	098-866-24##							
	HP	http/*****							
	登録施設 [公表]	業種	<input checked="" type="checkbox"/> 飲食店 (食堂・レストラン・専門料理店・喫茶店等) <input type="checkbox"/> 飲食を伴う飲食店 <input checked="" type="checkbox"/> 飲食を伴わない飲食店 <input type="checkbox"/> その他 (飲食店) <input type="checkbox"/> その他 (宿泊業) <input type="checkbox"/> その他 (製造業) <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> お土産店 <input type="checkbox"/> 大型施設テナント <input type="checkbox"/> その他 (小売店) <input type="checkbox"/> 社交飲食業 (キャバレー、ナイトクラブ、スナック等) <input type="checkbox"/> 社交飲食業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス (クリーニング・理容・クリーニング) <input type="checkbox"/> 生活関連サービス <input type="checkbox"/> 娯楽業 (映画館・遊戯場・スポーツ施設) <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> パチンコ <input type="checkbox"/> その他 (娯楽業)						
店舗責任者	フリガナ	オキナワ ジロウ							
	責任者名	沖縄 次郎							
	メール	okinawasoba-a@taro.com							
	電話番号	※携帯電話等、日中連絡可能な電話番号 090'-****-****							

個人事業主の方は、店舗ではなく、代表者の情報を記載してください。

個人事業主の方は、空欄でも結構です。

QRコード付シーサーステッカーには、この「施設名」が表記されます。この施設名は県HPでも公開されます。

QRコードの内部管理用データには、こちらの住所 (店舗所在地) が記録されますので、建物名・部屋番号まで正確に記載をお願いします。※感染者が確認された場合の行動履歴確認に使用します。

責任者は、上記の代表者と別の方でも問題ありません。(店長、マネージャー、総務担当等) ※メールでのやりとりが可能な方が望ましいです。

このアドレス宛に事務局で作成したQRコード付シーサーステッカーのデータを送信します。メールがない場合は郵送となりますが、お時間がかかります。

(注意事項)

- ①本申請書は、原本を提出し、コピーは手元に残すようにお願いいたします。
- ②RICCA登録後の情報を確認したい場合、登録完了後に店舗責任者のメールアドレスにファイル等を送信いたしますので、メールアドレスは可能な限り記載をお願いいたします。メールアドレスがない場合は、申請書のコピーをお手元に保管していただけますようお願いいたします。

以下は、申請事務局のための欄なので、記入不要です。

受付事務局		沖縄県		受付事務局	
受付	書類確認	要件審査	登録審査	登録確認	

受付
登録

【営業時間短縮協力金（那覇市/浦添市/沖縄市/宜野湾市/名護市/宮古島市/石垣市及び全県の「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設」）】提出書類確認表

No.	チェック内容	適	不適
1	申請書兼口座振替依頼書（様式1）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・申請金額及び店舗数のチェック、口座情報の確認を今一度入念に行ってください		
2	運営店舗申告書（様式2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・複数の店舗運営者については、店舗ごとに営業許可の内容等が確認できる書類であれば可		
3	口座通帳の表紙および表紙裏面の写し（様式3）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・金融機関名、口座番号、口座名義、名義人のフリガナ表記が確認できる書類であれば可		
4	本人確認書類の写し（様式4-1もしくは様式4-2いずれか）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【法人】法人代表者の運転免許証/保険証等		
	【個人事業主】運転免許証/保険証等		
5	「QRコード付シーサーステッカー」の写し、又は掲示状況の写真、又は「RICCA登録申請書」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
以下、6～8については、団体の「確認書」があれば添付省略可		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	食品衛生法の営業許可書の写し ※団体の「確認書」があれば添付省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	1月12日から1月21日まで、又は1月22日から2月7日、あるいは1月12日から2月7日の全期間、営業時間を短縮したことが分かる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※次の①から③までの <u>いずれか</u>		
	※団体の「確認書」があれば添付省略（様式2の「運営店舗申告書」は提出必須）		
	①営業時間短縮を告知するホームページの写し		
	②営業時間短縮を告知する店頭ポスター等の写真		
③営業時間短縮を告知するチラシ、DM等			
8	施設等の外観及び内部写真（業種が確認できるような写真）（様式2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※団体の「確認書」があれば添付省略		
	①施設等の外観写真（店舗が認識できること、看板が映り込んでいること）		
②施設等の内部写真（飲食できる設備が確認できること）			
備考			

Q&A

総括情報部/商工労働部 中小企業支援課

No.	質問	回答
1	なぜ、飲食店及び接待を伴う遊興施設等が対象となっているのですか。	飲食店や接待を伴うスナック等や居酒屋などが主な感染源となっていることから、営業時間の短縮の要請をすることで、感染防止の効果が期待されています。
2	本店・本社が沖縄県外の場合でも、沖縄県内の対象地区に対象店舗があれば、営業時間短縮協力金の対象になるか。	はい、対象になります。
3	通常の営業時間が朝10時から夜19時までの飲食店ですが、営業時間短縮協力金の支給対象となりますか。	いいえ、対象になりません。 通常の営業時間が、そもそも午前5時から午後10時（1月22日からは午後8時。酒類の提供は午前11時から午後7時）までの範囲内であれば、営業時間短縮とはみなされず、協力金の対象になりません。
4	営業時間の短縮ではなく、要請期間中完全休業した場合も、協力金の支給対象となりますか。	はい、支給対象となります。
5	県の要請に協力して営業時間短縮したことについては、どのように確認するのですか。	申請書を提出する際の添付資料として、写真等を提出できるよう、店舗入口等への営業時間の短縮、または休業期間のお知らせに関する張り出しや、ホームページやSNS等への掲載の写しの提出をお願い致します。
6	運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、営業時間短縮の要請の対象となりますか。（例：ホテル内にある接待を伴う飲食店やバー等）	はい、営業時間短縮の要請の対象になります。 ただし、宿泊客のみを対象とする食事提供施設は対象外となります。
7	居酒屋を午後10時（1月22日からは午後8時）で閉店して、その後テイクアウトサービスのみを続けた場合、協力金の対象になりますか。	はい、居酒屋の通常の営業時間を短縮し、午後10時（1月22日からは午後8時。酒類の提供は午前11時から午後7時）までに閉店してお客様を店内から退店させていれば、協力金の対象となります。
8	カラオケボックスは、営業時間短縮の要請対象になりますか。	食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得し、飲食の提供を行う営業形態であれば、営業時間短縮の要請対象になるので、この場合、通常の営業時間を短縮し、午前5時から午後10時（1月22日からは午後8時。酒類の提供は午前11時から午後7時）での範囲内の営業とすれば、協力金の支給対象となります。
9	口座はネット銀行でよいですか。	ネット銀行でも問題ありませんが、口座名義のフリガナ全体が確認できるホームページのコピーなどを添付してください。
10	申請書類の受け取りは土日でも可能ですか。	県庁1Fの時間外通用口（パレット久茂地側から県庁を正面に見て、建物左側）の守衛室前に準備しておりますので受取可能（土日祝は午前9時～午後5時）です。
11	スマホやPCでの申請はできますか。	今回の申請から、電子申請または紙（郵送）での申請となっております。 ただし、電子申請の受付開始は、2月10日（水）午後1時からとなります。
12	以下のケースについて、協力金が申請できますか。 ・ラストオーダーが午後10時まで ・料理・飲食の提供が午後10時まで ・お客様の退店が午後10時まで ・従業員の退店が午後10時まで	午後10時（1月22日からは午後8時）以降、お客様が店内にいない状態となります。ラストオーダーの時間や料理・飲食の提供が午後10時（1月22日からは午後8時。酒類の提供は午前11時から午後7時）迄でも、お客様が午後10時（1月22日からは午後8時）以降お店に居た場合は申請いただけません。 お客様に午後10時（1月22日からは午後8時）には退店いただけるようご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。 従業員の方が清掃や仕込み等で残っているのは問題ありません。
13	屋内と屋外（テラス等）の店舗を運営している。その場合、屋外（テラス等）は午後10時（1月22日からは午後8時）以降もオープンしても対象となりますか。	協力金受給を申請される事業者においては、屋外（テラス等）を含め、時短営業にご協力いただいた場合のみ対象となります。